

委員会提出議案第 5 号

保育に関する包括的な経済負担軽減への補助を求める意見書

地方自治法第 109 条第 6 項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 18 日

岩倉市議会議長 須 藤 智 子 様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 鬼 頭 博 和

保育に関する包括的な経済負担軽減への補助を求める意見書

現在、保育料については、3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児が無償とされているほか、本市では、愛知県独自の制度として、令和7年10月から第二子以降の保育料軽減制度を拡充し、18歳未満の子どもを対象とした算定方法への見直しが行われるなど、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた取組が進められている。

しかしながら、依然として所得制限や園同時利用条件により十分な支援を受けられない世帯が存在している。さらに、物価やエネルギー価格の高騰が続く中、食料品や日用品など子育てに必要な支出も増加しており、子育て世帯を取り巻く経済状況は一層厳しさを増している。

市内の保育園児の保護者で構成される団体である岩倉市立保育園父母の会連絡会が実施したアンケートでは、0～2歳児の保育料について「負担を感じる」「とても負担を感じる」と回答した世帯が約75%に上った。また、保育料や給食費の負担が今後の出産や子どもの人数を考える際に「影響している」「大きく影響している」と回答した世帯は約64%となっており、経済的負担が子育てや将来の家族設計にも大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。

一方、愛知県内市町村では、0～2歳児の保育料の無償化・軽減など、自治体独自の子育て支援策を進める動きが広がっている。しかし、このような取組は、市町村に大きな財政負担を伴うことから、財政状況によって制度の有無や内容が左右されるべきものではない。

少子化が進行する中、子育て世帯の経済的支援は、全国どこに住んでいても等しく受けられるべきであり、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められている。そのためには、国として、市町村が実施する保育に関する経済的負担軽減策を積極的に支援することが不可欠である。

よって、岩倉市議会は、子育て世帯の保育に係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、国において、市町村が実施する保育に関する包括的な経済負担軽減策への補助制度を速やかに拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）